

はじめに

ハイ・タッチウォールの建設大臣認定取得までの歩み

従来、土留擁壁としては、現場打ちのL型擁壁並びに重力式擁壁が主流でありました。昨今の現場技術者の不足は一時的なものではないと言われており、大型機械を使用した施工方法の発達により現場打ち構造物のプレキャスト化が急速に進行しております。

そんな中、高さ3m以下のプレキャストL型擁壁は、各メーカーが個別に建設大臣認定を申請し、取得してまいりました。そのため、各社様々な規格品が存在して居るのが実情です。

高さ3mを超えるプレキャストL型擁壁については、利用者の使いやすさを考慮し、協会統一規格とすべきであるという建設省の指導もあり、当協会規格品としての「ハイ・タッチウォール」の誕生となりました。

以下、開発から建設大臣認定取得までの歩みを下記に紹介致します。

- | | |
|----------|---|
| 昭和61年10月 | 全国宅地擁壁協会を発足。高さ3mを超えるL型プレキャスト擁壁「ハイ・タッチウォール」の開発を開始する。 |
| 昭和62年10月 | 「ハイ・タッチウォール」の技術的な問題の解明と基準化作りを目的として、プレキャスト擁壁研究開発委員会を設置する。 |
| 平成元年2月 | 筑波の建設省建築研究所で高さ5mの擁壁の耐震実験を実施し、地震時におけるプレキャスト擁壁の設計方法を検討する。 |
| 平成2年3月 | 建設省建築研究所内の大型反力壁を利用し、「ハイ・タッチウォール」の耐圧実験を実施する。 |
| 平成2年7月 | プレキャスト擁壁研究開発委員会が、「ハイ・タッチウォール」の技術的資料を作成する。 |
| 平成3年10月 | 宅地造成等規制法施行令第15条に基づく建設大臣認定を取得する。 |
| 平成4年4月 | 社団法人全国宅地擁壁技術協会を設立する。 |
| 平成4年6月 | 建築基準法第38条に基づく建設大臣認定取得に向け、「ハイ・タッチウォール」の耐久性部会を発足する。 |
| 平成4年10月 | 北海道の会員社認定工場にて、建設省民間宅地指導室の立会いの元に「ハイ・タッチウォール」の耐圧試験を実施する。 |
| 平成6年6月 | 建築基準法第38条に基づく建設大臣認定及び宅地造成等規制法施行令第15条に基づく建設大臣認定を改めて(社)全国宅地擁壁技術協会として取得する。 |
| 平成12年5月 | 「ハイ・タッチウォール(5mを超え6mまで)」の建築基準法38条に基づく建設大臣認定を取得する。 |

ハイ・タッチウォールの特長

長年にわたる検討期間を経て、下記のような特長を持ったプレキャストL型擁壁「ハイ・タッチウォール」を開発致しました。

- ① 建設省建築研究所で耐震実験等を行い、地震時の挙動を解析した結果が反映されております。
- ② 基礎地盤の必要地耐力が決められております。
- ③ 鉄筋の被りを4cmにすることにより、100年の耐久性があります。
- ④ 工場生産により品質管理の行き届いた均一な製品です。
- ⑤ 機械施工により工期の短縮と省力化が図れます。
- ⑥ 前壁がほぼ垂直であるので土地の有効利用が出来ます。
- ⑦ 前壁にデザインを施することも可能なため、「個性」と「調和」を選ぶことが出来ます。
(オプション)
- ⑧ フェンスを前壁天端に一体化して施工することが出来ます。